

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：トッパン・フォームズ株式会社

代表者：代表取締役社長 櫻井 醜

所在地：東京都港区東新橋一丁目7番3号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)トッパン・フォームズ株式会社 八王子工場建設事業

種 類：工場の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は東京都八王子市戸吹町の戸吹北地区土地区画整理事業区域（以下「土地区画整理事業区域」という。）内に、工場を建設するものである。

対象事業の内容の概略を表3 - 1に示す。

表3 - 1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
計 画 地	東京都八王子市戸吹町270番、他
用 途 地 域	市街化区域 準工業地域
敷 地 面 積	約40,000m ²
建 築 面 積	約16,000m ²
延 床 面 積	約63,000m ² (期：約43,000m ² 、 期：約20,000m ²)
建築物の概要	(工場棟) 地上4階建て 鉄筋コンクリート造 高さ約30m (管理棟) 地上7階建て 鉄筋コンクリート造 高さ約30m 他 警備所、危険物貯蔵所、駐輪場等
主 要 用 途	工場
工場稼働状況	稼働日数 360日 2 交替勤務 1 直稼働 9 : 00 ~ 18 : 00 2 直稼働 20 : 00 ~ 翌 5 : 00
駐 車 台 数	約250台
工事予定期間	工場建設期間： 期 平成21年10月～平成22年9月(工期 約12ヵ月) 期 平成23年4月～平成24年1月(工期 約10ヵ月)
供用開始予定	期 平成22年10月 期 平成24年2月

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状態を考慮して環境影響評価の項目を選定し、現況調査、予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4 - 1(1) ~ (3)に示すとおりである。

表4 - 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1 . 大気汚染	<p>(1) 工事の施行中 二酸化窒素の将来濃度(日平均値の98%値)は0.029862ppm ~ 0.030714ppmであり、いずれの地点も評価の指標(環境基準値:0.06ppm)を下回る。 また、浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は、0.060524mg/m³ ~ 0.060630mg/m³であり、いずれの地点も評価の指標(環境基準値:0.10mg/m³)を下回る。</p> <p>(2) 工事の完了後 二酸化窒素の将来濃度(日平均値の98%値)は0.030826ppm ~ 0.031923ppmであり、いずれの地点も評価の指標(環境基準値:0.06ppm)を下回る。 また、浮遊粒子状物質の将来濃度(日平均値の2%除外値)は、0.060641mg/m³ ~ 0.060782mg/m³であり、いずれの地点も評価の指標(環境基準値:0.10mg/m³)を下回る。</p>
2 . 悪臭	<p>(1) 工事の完了後 敷地境界線上における臭気指数は10未満となり、「環境確保条例」の規制基準(12)を下回る。</p>
3 . 騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中 【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】 将来交通量による道路交通の騒音レベルは69 ~ 70dBであり、全ての予測地点において評価の指標とした環境基準(昼間70dB)を満足し、工事用車両等の走行により増加する騒音レベルは1dB未満である。 工事の実施にあたっては、工事実施時点における周辺の道路状況や工事用車両の状況を踏まえ、工事用車両の走行台数が短時間に集中しないような車両計画とする等の措置を講じることにより騒音の低減に努める。 【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】 将来交通量による道路交通の振動レベルは、昼間37 ~ 48dB、夜間39 ~ 49dBであり、全ての予測地点において評価の指標とした規制基準(第1種区域:昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p> <p>(2) 工事の完了後 【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音】 将来交通量による道路交通の騒音レベルは、69 ~ 71dBであり、一部の予測地点において評価の指標とした環境基準(昼間70dB)を上回るが、関連車両の走行により増加する騒音レベルは1dB未満である。 事業の実施にあたっては、事業実施時点における周辺の道路状況や関連車両の状況を踏まえ、関連車両の走行台数が短時間に集中しないような車両計画とする等の措置を講じることにより騒音の低減に努める。 【関連車両の走行に伴う道路交通の振動】 将来交通量による道路交通の振動レベルは、昼間37 ~ 48dB、夜間40 ~ 50dBであり、全ての予測地点において評価の指標とした規制基準(第1種区域:昼間60dB、夜間55dB)を下回る。 【施設の稼働に伴う騒音】 騒音レベルが最大となる敷地境界上の地点において、施設の稼働に伴う騒音レベルは41dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく「工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準」(第3種区域:朝55dB、昼間60dB、夕55dB、夜間50dB)を下回る。</p>

表 4 - 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
4 . 生物・生態系	<p>(1) 生物 植物 【植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度】 植物相及び植物群落については、変化が想定されないことから、影響はないもの と考える。 動物 【動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度】 1) 動物 (猛禽類をのぞく) 猛禽類を除く動物相、及び、動物群集については、変化が想定されないことか ら影響はないものとする。 2) 猛禽類 ア 工事の施行中 工事実施箇所では、猛禽類が採餌環境として利用することは出来なくなるもの と考えられ、減少率は、猛禽類の最大行動圏の約0.5%になると考えられる。 採餌場所の減少による、猛禽類への影響については、 ・ 工事による改変区域はこれまでグラウンドや人工造成地として人に利用され てきた場所であり、現時点でも、日中は採餌場所にはなっていない可能性が あること。 ・ 採餌場所は減少するものの、樹林等の改変は伴わないことから餌生物の供給 源は減少しないこと。 ・ 採餌環境が減少する面積(約40,000m²)は、行動圏解析時の1メッシュ(200m × 200m)に相当し、猛禽類の最大行動圏が1メッシュ広がれば採餌環境は確 保できること。 以上のことから、工事が猛禽類に与える影響は小さいものとする。 イ 工事の完了後 工事完了後は、本区域を猛禽類が採餌環境として利用することは出来なくなるもの と考えられるが、工事中の評価で述べたのと同様、工場の存在が猛禽類に与 える影響は小さいものとする。 【生息環境の変化の内容及びその程度】 人工造成地が建築物に変わるものであり、生息環境の変化の程度は小さいもの と考える。</p>
	<p>(2) 生態系 【陸域生態系の変化の内容及びその程度】 基盤環境としての人工造成地が人工構造物に変わるものであり、それに伴って生 じる陸域生態系の変化の程度は小さいものとする。</p>
5 . 電波障害	<p>(1) 工事の完了後 計画建築物により、一部の地域で地上アナログ放送の反射障害が発生する可能性が あるが、本事業により受信障害が発生した場合には、その内容に応じて適切な措置 を講じることから、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消すると考える。 したがって、評価の指標を満足するものとする。</p>
6 . 景観	<p>(1) 工事の完了後 【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程 度】 計画地内は、現在土地区画整理事業に伴う造成・整地等の基盤整備の工事が行われ ており、工事の完了後は、緑地に囲まれた敷地内に計画建築物が立地する。 計画地を含む地区は八王子市の都市計画マスタープラン(平成15年3月)の中で、 流通・研究業務地区として位置づけられており、自然環境の保全や周辺環境との調 和に十分配慮しながら業務地の形成を図ることとされており、計画建築物も同地区 の景観構成要素のひとつとして、景観形成に寄与するものと考えられる。 したがって、「豊かな自然を有する丘陵地の景観特性に調和した景観形成を図る」 という評価の指標を満足するものとする。 【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 計画地周辺の眺望地点から、計画建築物の一部が眺望されることがあるが、計画地 周りの植栽や、建築物を色彩基準に合った色とすることで、周辺と調和のとれた景 観となっている。 したがって、「豊かな自然を有する丘陵地の景観特性に調和した景観形成を図る」 という評価の指標を満足するものとする。</p>

表4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 廃棄物	<p>(1) 工事の施行中 【建設発生土の排出量】 建設発生土の発生量は、期工事約17,000m³、期工事約10,600m³、合計約27,600m³と予測されるが、一部(約2,400m³)を場内で再利用し、場外に搬出する分(約25,200m³)については、場外での他事業による造成や建設現場での埋戻等の再利用を含めて検討する。 したがって、関係法令に示される事業者の責務を果たすものとする。</p> <p>【建設廃棄物の排出量】 建設廃棄物の発生量は 期工事559.1t、期工事260.0t、合計819.1tと予測されるが、分別収集を徹底し、種類に応じて保管、排出、再資源化可能なものについては可能な限り再資源化し、期工事434.7t、期工事202.1t、合計636.8tの資源化を行い、資源化率は77.7%である。また、再利用できない廃棄物については、「産業廃棄物の運搬・処分」の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、適正に処理を行っている事実をマニフェストにより管理する。 したがって、関係法令に示される事業者の責務を果たすものとする。</p> <p>(2) 工事の完了後 工場の稼働に伴い発生する廃棄物の量は、産業廃棄物が6,117.7t/年、事業系一般廃棄物が36.2t/年と予測される。産業廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再資源化可能なものについては可能な限り、資源化する計画であり、資源化量は6,096.5t/年と予測され、資源化率は99.7%である。また、事業系一般廃棄物については、厨芥類は生ごみ処理機により全量を資源化する計画であり、その他事業系一般廃棄物は分別を行い、八王子市の許可を受けた廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する計画である。資源化量は10.8t/年と予測され、資源化率は29.8%である。 したがって、関係法令に示される事業者の責務を果たすものとする。</p>
8. 温室効果ガス	<p>(1) 工事の完了後 本事業の実施にあたっては、大温度差水搬送方式や高効率冷凍機等の省エネルギーシステムを採用する計画であり、二酸化炭素排出量は13,752.0t-CO₂/年になるものと予測する。 また、標準的なシステムを採用した場合と比較すると、二酸化炭素排出削減量は1,106.2t-CO₂/年、その削減の程度は約7.4%と予測する。 また、本事業の施にあたっては、「省エネ法」に基づく「建築主の判断基準」を遵守したエネルギー管理、省エネルギー等の措置を講じ、管理棟については、年間熱負荷(PAL)は255MJ/m²・年以下を、設備のエネルギー消費低減率(ERR)は15%以上を目標とする。 さらに、その他の環境保全のための措置を実施することにより、一層の削減が見込まれる。 したがって、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される事業者の責務、「省エネ法」に示される「工場・事業者判断基準」及び「建築主の判断基準」等の評価の指標を満たすものとする。</p>

5 環境影響評価手続の経過

「東京都環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続の経過は、表5 - 1に示すとおりである。

表5 - 1 環境影響評価手続の経過

手続の経過		
環境影響評価調査計画書の提出		平成20年6月2日
提出後の 手続の経過	公示された日	平成20年6月13日
	縦覧された日	平成20年6月13日～平成20年6月23日
	都民の意見書	1件
	周知地域市長の意見	2件
調査計画書審査意見書が送付された日		平成20年7月31日
環境影響評価項目等選定報告書の提出		平成21年1月28日
環境影響評価書案の提出		平成21年2月2日
提出後の 手続の経過	公示された日	平成21年2月16日
	縦覧された日	平成21年2月16日～平成20年3月17日
	説明会の実施	平成21年3月1日 平成21年3月2日 (計2回)
	都民の意見書	0件
	事業段階関係市長の意見	2件
環境影響評価書案に係る見解書の提出		平成21年6月1日
提出後の 手続の経過	公示された日	平成21年6月15日
	縦覧された日	平成21年6月15日～平成21年7月6日
都民の意見を聴く会の開催		都民意見書の提出が無いため非開催
評価書案審査意見書が送付された日		平成21年8月4日